

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00065 沿革 (略) <u>平成 24 年 9 月 21 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>この細則は、「海外商社名簿について」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063。以下「名簿規程」という。)及び「海外商社の与信管理について」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00064。以下「与信規程」という。)に規定する海外商社名簿(以下「名簿」という。)登録申請等の手続に関する事項について定めるものとする。</p> <p>第 1 条 ～ 第 4 条 (略)</p> <p>第 5 条 名簿規程第 6 条第 5 項の規定により海外商社の海外支店・子会社等(与信規程第 9 条第 2 項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する本邦法人の海外の支店又は法人等をいう。以下同じ。)の登録を申請する者は、別紙様式第 4 「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1 通に、名称住所が確認できる書類の写し 1 通及び次に掲げる書類 1 通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p>一 与信規程第 9 条第 2 項第 1 号 本店又は支店の関係にあることが確認できる書類の写し(被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報告書等)</p> <p>二 与信規程第 9 条第 2 項第 2 号 資本関係が確認できる書類の写し(被保険者の有価証券報告書、連結決算書、年次報告書等)</p> <p>三 与信規程第 9 条第 2 項第 3 号 特定の人的関係を有することが確認できる書類の写し、資本関係を含む場合にあつては、それに加え資本関係が確認できる書類の写し(被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報</p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00065 沿革 (略)</p> <p>この細則は、「海外商社名簿について」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063。以下「名簿規程」という。)及び「海外商社の与信管理について」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00064。以下「与信規程」という。)に規定する海外商社名簿(以下「名簿」という。)登録申請等の手続に関する事項について定めるものとする。</p> <p>第 1 条 ～ 第 4 条 (略)</p> <p>第 5 条 名簿規程第 6 条第 5 項の規定により海外商社の海外支店・子会社等(与信規程第 8 条第 2 項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する本邦法人の海外の支店又は法人等をいう。以下同じ。)の登録を申請する者は、別紙様式第 4 「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1 通に、名称住所が確認できる書類の写し 1 通及び次に掲げる書類 1 通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p>一 与信規程第 8 条第 2 項第 1 号 本店又は支店の関係にあることが確認できる書類の写し(被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報告書等)</p> <p>二 与信規程第 8 条第 2 項第 2 号 資本関係が確認できる書類の写し(被保険者の有価証券報告書、連結決算書、年次報告書等)</p> <p>三 与信規程第 8 条第 2 項第 3 号 特定の人的関係を有することが確認できる書類の写し、資本関係を含む場合にあつては、それに加え資本関係が確認できる書類の写し(被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報</p>	

<p>告書等)</p> <p>四 与信規程第9条第2項第4号          その他実質的に同視できることが確認できる書類の写し</p> <p>2 当該申請に係る海外商社が名簿に登録されていない場合は、前項に規定する書類に加え、次の各号に定める書類1通を添付することにより、第1条に規定する海外商社の登録申請に代えることができる。</p> <p>一 名簿区分Pに登録を希望する場合 前項各号に規定する書類に海外商社の名称及び住所が記載されていない場合にあつては、名簿規程第12条第2項に規定する書類</p> <p>二 名簿区分P以外に登録を希望する場合 名簿規程第8条に規定する信用調査報告書の原本（同第9条から第11条までの規定により信用調査報告書に代えることのできるものとなる書類を含む。）</p> <p>3 第1項の規定に基づき登録された海外商社が、海外支店・子会社等では無くなった場合は、遅滞なく別紙様式第4「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、当該事実を確認できる書類の写し1通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p>第6条 ～ 第8条 （略）</p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、平成24年10月1日から実施する。</u></p>	<p>告書等)</p> <p>四 与信規程第8条第2項第4号          その他実質的に同視できることが確認できる書類の写し</p> <p>2 当該申請に係る海外商社が名簿に登録されていない場合は、前項に規定する書類に加え、次の各号に定める書類1通を添付することにより、第1条に規定する海外商社の登録申請に代えることができる。</p> <p>一 名簿区分Pに登録を希望する場合 前項各号に規定する書類に海外商社の名称及び住所が記載されていない場合にあつては、名簿規程第12条第2項に規定する書類</p> <p>二 名簿区分P以外に登録を希望する場合 名簿規程第8条に規定する信用調査報告書の原本（同第9条から第11条までの規定により信用調査報告書に代えることのできるものとなる書類を含む。）</p> <p>3 第1項の規定に基づき登録された海外商社が、海外支店・子会社等では無くなった場合は、遅滞なく別紙様式第4「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、当該事実を確認できる書類の写し1通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p>第6条 ～ 第8条 （略）</p>	
--	--	--